

川療発第381号
令和7年2月26日

川越市内 障害児通所支援事業所 管理者 様

川越市こども未来部 療育支援課長

指定障害児通所支援事業の適正な運営及び法令遵守について（お願い）

日ごろから本市の児童福祉行政について、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、埼玉県が所管する指定障害児通所支援事業者の不正請求が確認されたため、児童福祉法第21条の5の24第1項に基づき、別添のとおり指定取消処分が行われました。

当該事案は「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」のサービス利用日数を水増しするなどの手法により、市町村への請求を過大に行っていたものであり、行われた不正について、故意・悪質性、長期かつ組織的な行為といった重大さから、行政処分としては最も重い指定取消処分となりました。

障害福祉サービスは指定基準を満たした事業者が法令を遵守し、適切なサービスを提供することを前提として公費や利用料による報酬が支払われており、利用者や多くの市民からの信頼の上に成り立っていますので、一部の不正な事業者の行いにより、その信頼が失われることは許されるものではありません。

市内指定障害児通所支援事業所の皆様におかれましては、不正行為がもたらす結果の重大さを十分に認識の上、適正なサービスの提供や法令遵守について一層の注意をしていただくとともに、すべての従業者に対し本通知の内容を周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、事業運営における留意点について、下記のとおりまとめましたので、参考としてください。

記

1 基準の遵守徹底について

令和6年度の報酬改定に伴い、放課後等デイサービスガイドライン及び児童発達支援ガイドラインの改定、個別支援計画の取扱いの変更ほか、加算の新設や要件の変更などが行われました。

については、「2024年版障害者総合支援法事業者ハンドブック（指定基準編）」、「同（報酬編）」を事業所に備え付けるなどにより、制度の習熟に努めてください。

2 請求関係について

障害児通所給付費の支給に当たっては、児童福祉法に基づき、必要に応じてその請求根拠となる証拠書類を求めることとされています。

今後、報酬の請求内容が一致しているかを確認するため、定期的または随時に「サービス提供実績記録票」の提供を各事業者に求めることを検討しておりますので御承知おきください。

なお、「実績記録票」については、紙作成、電磁的記録のいずれの場合であっても、保護者からの確認を受け、その記録を残すことが必要です。

児童福祉法

第57条の3の2

1 市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

3 その他

本市が所管する障害福祉サービス事業所に対する集団指導において、定員や人員配置基準等、事業所に求められる様々な基準等についてお示ししております。

また、療育支援課において、送迎バス（送迎車両）に係る安全装置や性被害防止のためのカメラ・パーティション等の設置に係る費用の補助を行ってまいりました。

利用児童に対する適正なサービスの提供並びに利用児童の安全を守り、被害を防止することなどにつきましても、管理者をはじめ従業者の皆様のご理解がたいへん重要となりますので、これらの資料等を参考にいただき、事業所の適正な運営管理に務めていただきますようお願いいたします。

参考 市ホームページ（集団指導）

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenko/fukushi/1006673/1014341.html>

川越市こども未来部 療育支援課
療育支援担当

049-224-6247

指定障害児通所支援事業者
代表者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
高橋 良治（公印省略）

指定障害児通所支援事業の適正な運営及び法令遵守について（通知）

先般、別添のとおり指定障害児通所支援事業者の不正請求が確認されたため、児童福祉法第21条の5の24第1項に基づき、指定取消処分を行いました。

本事案は「障害児通所給付費・入所給付費等明細書」のサービス利用日数を水増しするなどの手法により、市町村への請求を過大に行っていたものです。行われた不正について、故意・悪質性、長期かつ組織的な行為、といった内容の重大さを検討した結果、行政処分としては一番重い指定取消処分となりました。

障害福祉サービスは指定基準を満たした事業者が法令を遵守し、適切なサービスを提供することを前提として、公費や利用料から報酬が支払われるものです。障害福祉サービスは利用者や多くの県民の方からの信頼上に成り立っているものであり、一部の不正な事業者の行いにより、その信頼が失われることは許されません

については、各指定障害児通所支援事業者におかれましては、不正行為がもたらす結果の重大さを十分に認識の上、適正なサービスの提供や、法令遵守について一層の注意をさせていただくとともに、全ての従業者に対し、本通知の内容を周知してください。

なお、事業運営における留意事項について、下記のとおりまとめましたので、参考としてください。

記

1 基準の遵守徹底について

令和6年度の報酬改定に伴い、放課後等デイサービスガイドラインの改定、個別支援計画の取扱いの変更、そのほか加算の新設や要件の変更などが行われた。

については、各事業者におかれては「2024年版障害者総合支援法事業者ハンドブック（指定基準編）」、「同（報酬編）」を事業所に備え付けるなどにより、制度の習熟に努めること。

2 県からの連絡確認について

県（障害者支援課、福祉監査課）からの定期又は随時の連絡は、ほとんどの場合、電子メールにより行われる。一方、事業所の連絡用メールアドレスが個人のもので登録されているため、異動や退職により不通となる例も見受けられる。

については、永続的に連絡が可能なメールアドレスを県に届け出るとともに、メールの受

信についても毎営業日に確認すること。また、県のホームページにも重要なお知らせや注意喚起等を掲載するので、定期的に確認をすること。

県障害者（児）福祉ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/shogai/sha/index.html>

3 その他

障害児通所給付費の支給に当たっては、児童福祉法に基づき、必要に応じてその請求の根拠となる証拠書類の提出を求めていることとされている。

今後、報酬の請求内容がサービスの利用実態と一致しているかを確認するため、県や市町村が、定期又は随時に「サービス提供実績記録票」の提供を各事業者を求めることを予定しているため、その準備についてお願いしたい。

なお、「実績記録票」については、紙作成、電磁的記録のいずれの場合であっても、保護者からの確認を受け、その記録を残すこと。

児童福祉法

第57条の3の2

1 市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

担当：地域生活・医療的ケア児支援担当 電話 048-830-3317

(別添)

障支第940-2号
令和6年9月9日

各市町村障害福祉主管課長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長

指定障害児通所支援事業者の指定取消について（通知）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項第6号及び第10号の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業者の指定の取消しを行いましたので、お知らせします。

記

- 1 対象事業者
 - (1) 法人名 株式会社MOM
 - (2) 代表者 代表取締役 河合 佑亮
- 2 事業所名 こどもプラス東松山教室
- 3 事業所所在地 東松山市松本町2丁目9番21号
- 4 事業所番号 1153300114
- 5 サービス種類 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
- 6 処分の内容 指定取消
- 7 取消処分年月日 令和6年9月5日（通知日）
令和6年10月1日（効力発生日）
- 8 指定取消の理由
 - (1) 不正請求（児童発達支援・放課後等デイサービス）

令和元年10月分から令和6年2月分までの児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の請求において、児童の利用日数を実際よりも多く記載するなどの手法により報酬を過大に請求し、不正に報酬を受領した。（30,984,352円：概算額）

当該事実は児童福祉法第21条の5の24第1項第6号に定める不正請求に該当すると認められる。
 - (2) 法令違反（保育所等訪問支援）

保育所等訪問支援と一体的に運営している同事業所の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて不正請求があった。当該事実は児童福祉法第21条の5の24第1項第10号に定める法令違反に該当すると認められる。

9 欠格事由該当者

代表取締役 河合 佑亮

10 その他

同法人が運営していた「こどもプラス坂戸教室（平成28年12月1日指定、令和4年4月1日廃止）」においても、平成30年1月分から令和4年3月分までの請求において不正請求が確認された。（34,097,869円：概算額）

担当 地域生活・医療的ケア児支援担当

電話 048（830）3317